

重度障害児・者日常生活用具給付事業委託契約書

笠間市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、別表の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて、笠間市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、用具を申請者（以下「丙」という。）に給付することを決定した場合は、その旨を通知するとともに、重度障害児・者日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付しなければならない。ただし、丙が乙に提示する期限は給付券に記載された日までとする。

第2条 乙は、甲の発行した給付券を所持する丙に対し、給付券記載の用具を給付しなければならない。ただし、丙が乙に提示する期限は給付券に記載された日までとする。

2 乙は、給付券の提示を受けた場合には、懇切丁寧に給付を行い、当該用具を丙の居住地又は現住地において引き渡さなければならない。ただし、用具の引渡日が確定している場合にはその日とする。

第3条 乙が甲に対して請求することができる給付の委託による価格の基準は別表に定めるところによる。

第4条 乙は、用具を丙に引き渡すにあたって給付券に「扶養義務者が支払う額」（以下「支払命令額」という。）が記載されているときは、支払命令額の支払いを求めなければならない。

第5条 乙は、甲に対して用具の給付の代金を請求する場合には、丙の受領印を受けた給付券に請求書を添付して、給付券の「業者の公費支払請求期限」に記載された期限までに請求しなければならない。この場合において、乙が甲に対して請求できる額は、第3条に定める金額から第4条に定める支払い命令額を控除した額とする。

2 甲は、前項の規定に基づく請求書を受領した場合は、当該請求を確認の上、その都度代金を支払わなければならない。

第6条 甲は、乙に対して、この契約の実施についての必要な報告又は説明を求めることができる。

2 甲は、用具の給付後、新たに不備が認められ、それが乙の責任に帰すべきものと認められたときは、乙の負担においてこれを改修させることができる。

第7条 甲は、次の各号の1に該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行することが困難であると認めたとき。

(3) 乙についてこの契約の履行に関し詐欺その他の不正行為があったとき。

第8条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 この契約の有効期間満了1ヶ月までに甲又は乙のいずれか一方より、契約解除の意思表示をしないときは、契約の終日の翌日において向こう1カ年順次契約を更新したものとみなす。

第9条 この契約定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 (住所) 茨城県笠間市中央3-2-1
(氏名) 笠間市長 山口 伸樹 ㊟

乙 (住所)
(氏名) ㊟

平成 年 月 日

笠間市長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

笠間市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱第1項の規定に基づき委託契約を締結いたしたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 営業状況報告書（様式1）
- 2 間近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- 3 その他参考となる書類

	職務内容	氏 名	経験年数	備 考
従事者の状況				
	巡回相談及び 身体障害者更生 相談所等	各地方福祉事務所	可（月 回位） 不可	
身体障害者更生相談所		可（月1回以内） 不可		
機動力の状況	自動車 台 その他			
他県及び他市町 村との契約状況	茨城県内 市町村			
	茨城県外 市区町村			
備 考				

口座確認書

1. 委託業者名 _____

2. 金融機関の名称 _____

銀行・組合	本店
金庫・農協	支店

3. 口座名義人 _____

4. 普通・当座の別 _____

5. 口座番号 _____

※ 口座が幾つかある場合は、この用紙をコピーしてお使いください。